

令和7年度

定期監査報告書

十勝中部広域水道企業団  
監査委員



十中水監査第 33 号  
令和 8 年 3 月 27 日

十勝中部広域水道企業団  
企業長 米 沢 則 寿 様  
十勝中部広域水道企業団議会  
議長 横 山 明 美 様

十勝中部広域水道企業団  
監査委員 廣 瀬 智  
監査委員 小田切 章 裕

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 7 年度定期監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。



# 定期監査報告書

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査について、十勝中部広域水道企業団監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第 1 監査の項目

- 1 契約事務の執行状況について
- 2 収入事務の執行状況について

## 第 2 監査の実施期間

令和 7 年 12 月 5 日から令和 8 年 3 月 23 日まで

## 第 3 監査の目的

契約事務及び収入事務について、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な経営に資することを目的とした。

## 第 4 監査の着眼点

- 1 契約事務は適正に執行されているか
  - (1) 契約の方法及び手続は適正か
  - (2) 随意契約の場合、その理由は適正か
  - (3) 予定価格の設定は適切に行われているか
  - (4) 契約の執行状況と履行確認は適正か
  - (5) 支出手続は適正か
- 2 調定、徴収事務は適正に執行されているか
  - (1) 調定はその根拠となる法令等に適合しているか
  - (2) 調定額の算定及び計算に誤りはないか
  - (3) 調定の時期及び手続は適正か
  - (4) 納入の通知は適正か

## 第5 監査の対象課、範囲及び方法

### 1 対象課

総務課

### 2 範囲

令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された物品供給に係る契約事務及び収入事務

### 3 方法

監査を行う契約事務及び収入事務については抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第6 監査の結果

契約事務及び収入事務の執行状況について、監査を実施した結果、おおむね適正に執行されており、本報告書に特記すべき事項はなかった。

## 第7 監査の結果に関する意見

監査の結果、契約事務及び収入事務は、おおむね適正に行われていることを確認しました。

契約事務及び収入事務は、業務を行う上で基本的な事務でありますので、今後とも法令等の規定に基づき、引き続き適正に事務を執行されますことを期待いたします。

